

# 相続税増税など平成25年度税制改正大綱

税理士 今仲 清

## 平成25年度税制改正内容について



平成25年度税制改正の大綱が平成25年1月19日に閣議決定されました。そこで、その内容のうち都市農地所有者の方々に影響があると考えられる項目について簡単にご紹介することとします。

### 1 相続税の基礎控除引下げと税率引き上げによる増税

相続税には次のような基礎控除があり、配偶者と子供2人の場合には被相続人の純財産額が8,000万円以下であれば相続税が課税されません。この基礎控除額を次のように40%減額することが予定されています。また、相続税の最高税率は3億円超の部分で50%とされていますが、改正案では6億円超部分を55%とし、2億円超3億円以下の部分についても40%から45%に引き上げるとしています。都市農地所有者にとってはかなり厳しい相続税の増税となる改正案となっていますが、次のような減税も予定されています。

〔現行〕 5,000万円+1,000万円×法定相続人数

〔改正案〕 3,000万円+ 600万円×法定相続人数

### 2 小規模宅地等の特例の拡充

相続税の増税の一方で、都市部の土地所有者に配慮して居住用宅地等の240㎡以下の部分80%減額する特例の面積を330㎡以下に引き上げるとともに、特定事業用等宅地等の400㎡以下の部分を80%減額する特例と全面的に併用できるようにすることが改正案に盛り込まれました。農業経営者の方々にとっては、農地の納税猶予の適用対象外となっている農業用機材置場等

の倉庫での適用が可能な場合には非常に大きな減税効果となります。この場合には被相続人とこれらの敷地を相続する相続人とが「生計を一にしている」かどうか非常に重要になります。

### 3 贈与税の最高税率引き上げと減税

改正案では相続税の最高税率引き上げに合わせて贈与税の最高税率も55%に引き上げることとしています。一方で、直系尊属から20歳以上の直系卑属に対する贈与については5段階にわたって税率を引き下げる減税を同時に行うこととしています。

改正案では、以上3つの改正は平成27年1月1日以後の相続・遺贈から適用することとされています。

### 4 相続税・贈与税の納税猶予制度の運用緩和

相続税・贈与税の農地の納税猶予の適用を受けている場合には、一定の事由が生じた場合に「営農困難時貸付け」をしても納税猶予を継続することができる制度が設けられています。この「一定の事由」に「上肢又は下肢の一部の喪失等の農業に従事することが困難な故障が生じたこと」が加えられることとされます。

### 5 サービス付き高齢者住宅を取得した場合の税制の特例措置の延長

都市農地所有者の方の土地の有効活用として最近注目されているのが「サービス付き高齢者向け賃貸住宅」建築による賃貸事業です。「サービス付き高齢者向け賃貸住宅」を取得した場合には、建物に係る固定資産税の大幅減額、賃貸収入に係る所得税を計算する上で認められる割増償却及び建物取得時に課税される不動産取得税の大幅減免の特例があります。改正案ではこ

これらの適用期限をそれぞれ平成27年3月31日（割増償却は平成28年3月31日まで3年）まで2年延長することとしています。

これ以外にも「教育資金の一括贈与の非課税措置」など注目の改正案が予定されています。

相続税の速算表

	現 行	改 正 案
1,000万円以下	10%	10%
1,000万円超 3,000万円以下	15%－50万円	15%－50万円
3,000万円超 5,000万円以下	20%－200万円	20%－200万円
5,000万円超 1億円以下	30%－700万円	30%－700万円
1億円超 2億円以下	40%－1,700万円	40%－1,700万円
2億円超 3億円以下		45%－2,700万円
3億円超 6億円以下	50%－4,700万円	50%－4,200万円
6億円超		55%－7,200万円

改正前後の相続税額の比較

		現 行	改 正 案	増 加 額
相続税の課税価格	1億円	100万円	315万円	+215万円
	3億円	2,300万円	2,860万円	+560万円
	5億円	5,850万円	6,555万円	+705万円
	10億円	1億6,650万円	1億7,810万円	+1,160万円
	20億円	4億0,950万円	4億3,440万円	+2,490万円

(注) 相続人は配偶者と子2人であり、法定相続分により相続したものとして、相続税額を計算。

贈与税の速算表

	現 行	改 正 案		
		一般（相法21の7）	20歳以上の者への直系尊属からの贈与	
200万円以下	10%	10%	10%	
200万円超 300万円以下	15%－10万円	15%－10万円	15%－10万円	
300万円超 400万円以下	20%－25万円	20%－25万円		
400万円超 600万円以下	30%－65万円	30%－65万円	20%－30万円	
600万円超 1,000万円以下	40%－125万円	40%－125万円	30%－90万円	
1,000万円超 1,500万円以下	50%－225万円	45%－175万円	40%－190万円	
1,500万円超 3,000万円以下		50%－250万円	45%－265万円	
3,000万円超 4,500万円以下		55%－400万円	55%－400万円	50%－415万円
4,500万円超				55%－640万円